

令和 5 年度第 2 2 回庁議提案 審議・報告・その他
 提出 日：令和 6 年 2 月 1 4 日
 担当部・課：建設部下水道管理課〔内線 5 6 8 2〕

① 件 名	
地方公営企業法施行令の改正に伴う関係規則の整理について	
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	
<p>【背景】 地方公営企業法施行令の一部改正を含む「地方自治法施行令等の一部を改正する政令」が公布され、公金事務の私人への委託に関する制度の見直しに伴う改正や条の繰上げが行われた。</p> <p>【目的】 地方公営企業法施行令の改正に伴い、同施行令を引用する石巻市下水道事業の財務に関する特例を定める規則の整理を行うもの。</p>	
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	
<p>【根拠法令】 地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 1 2 号） 地方公営企業法施行令（昭和 2 7 年法律第 4 0 3 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>	
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	
令和 6 年 1 月 地方自治法施行令等の一部を改正する政令公布（令和 6 年 4 月 1 日施行）	
⑤ 主な内容	
地方公営企業法施行令の条の繰上げ及び削除に伴い、規則における引用条項の整理を行うもの。 石巻市下水道事業の財務に関する特例を定める規則新旧対照	
改 正	現 行
<p>(支出事務の委託) 第 3 8 条 第 3 4 条の規定は、<u>法第 3 3 条の 2</u>の規定により、私人に必要な資金を交付して支出事務の委託を行う場合について準用する。</p> <p>(随意契約) 第 9 4 条 <u>施行令第 2 1 条の 1 3 第 1 項第 1 号</u>の規定により随意契約とすることができる場合は、石巻市契約規則第 1 8 条に規定する額とする。</p> <p>2 <u>施行令第 2 1 条の 1 3 第 1 項第 3 号及び第 4 号</u>の規定により定める手続は、石巻市契約規則第 1 8 条の 2 に規定する手続とする。</p> <p>(入札保証金及び契約保証金) 第 9 5 条 <u>施行令第 2 1 条の 1 4</u>の規定により定める入札保証金及び契約保証金の額は、石巻市契約規則第 5 条及び第 2 5 条に規定する額とする。</p>	<p>(支出事務の委託) 第 3 8 条 第 3 4 条の規定は、<u>施行令第 2 1 条の 1 1 第 1 項</u>の規定により、私人に必要な資金を交付して支出事務の委託を行う場合について準用する。</p> <p>(随意契約) 第 9 4 条 <u>施行令第 2 1 条の 1 4 第 1 項第 1 号</u>の規定により随意契約とすることができる場合は、石巻市契約規則第 1 8 条に規定する額とする。</p> <p>2 <u>施行令第 2 1 条の 1 4 第 1 項第 3 号及び第 4 号</u>の規定により定める手続は、石巻市契約規則第 1 8 条の 2 に規定する手続とする。</p> <p>(入札保証金及び契約保証金) 第 9 5 条 <u>施行令第 2 1 条の 1 5</u>の規定により定める入札保証金及び契約保証金の額は、石巻市契約規則第 5 条及び第 2 5 条に規定する額とする。</p>

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>法令の改正に合わせて石巻市下水道事業の財務に関する特例を定める規則を整理することにより、適正な運用が図られる。</p>
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
<p>各自治体の規則に応じ、各自治体で必要な改正が見込まれる。</p>
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
<p>令和6年3月 石巻市下水道事業の財務に関する特例を定める規則の一部改正 （施行予定年月日：令和6年4月1日）</p>
⑨ その他